

# 変革期の中小企業政策を考える

——「中同協会内経営実態調査」をもとに——

## 阿部 克己

(中小企業家同友会全国協議会)

### はじめに

98年版『中小企業白書』の副題「変革を迫られる中小企業と企業家精神の発揮」が示しているように、中小企業は現在「変革を迫られ」ている<sup>1)</sup>。一つは90年代に入って生じた平成不況をどのように克服していくのかであり、もう一つはそれとも関連してこの平成不況下でポスト大量生産という経済構造変化のまっただ中に置かれ、経済構造、企業間関係のあり方が質的に変貌していることにもどのように対応するかである。それは数年前と同じ業態であったら企業存続が危うくなる「激変消滅」といわれるような変化とあってよいだろう。

そのような変化はまた、中小企業の90年代における新規開業率の低下傾向となってあらわれるとともに、不況下にもかかわらず好業績を上げている比較少数の企業群と「変革を迫られ」その途上で苦吟している比較多数の企業群とに分かれる二極化現象となっている。

他面では、そうであるがゆえに、97年秋から98年の前半期にかけて、中小企業家同友会（以下、同友会）が問題提起者の役割を果たして全国に広がった中小企業に対する「貸し渋り」問題への対応という中小企業にかかわる政策への関心の高揚が一定程度みられたことも事実である。そこにおいては独自の調査に基づき「早期是正措置」の凍結措置なども提言されていた<sup>2)</sup>。

このようなことは「激変消滅」の渦中にあること、政策への関心が改めて高まりつつあることを意味するのではないだろうか。そこで、現下

の変革期における中小企業政策は何を基本にどのような視点に立って組み立てられるべきなのかを、97年10月にDOR（同友会景況調査）特別調査<sup>3)</sup>として実施された「中同協会内経営実態調査」（以下、97特別調査）を素材にしながら考察してみよう。

### 1 政策ニーズ調査部分の記述特性

97特別調査末尾の記述回答項目は同友会会員企業の政策ニーズについてであった。すなわち「中小企業の発展のため、国・自治体のとるべき施策、なすべき改革は何か」という記述式の問いであり、これについての記述回答企業数は340件にのぼった。97特別調査の有効回答企業数が620件であったから政策ニーズ記述企業はその54.8%と、2企業に1企業強が中小企業政策に対する意見を表明していることになる。

政策問題についての回答としてはかなり高い割合であるといえる。これには同友会の会員経営者の政策問題への関心度合いが高いということだけに限られない問題が横たわっていることを忘れてはならないだろう。たとえば、中小企業は90年代初めのバブル崩壊を契機に不況に陥って以来本稿執筆時の98年第2四半期まで、回復を経験することなく97年後半以降景気が再下降していることは、各種の中小企業の景況調査が明らかにしている。他方大企業は、97年後半期からは景気の後退がみられるものの、それ以前の少なくとも1年間は政府の指標によっても「緩やかな回復」状態にあったことが確かめられる。つまり、大企業は「回復期」を経て97年

表1 回答企業数の比較

		政策ニーズ 記述者数		97特別調査 回答者数		97年7～9月期 回答者数		97年10～12月期 回答者数	
			%		%		%		%
業種別	全業種	340	100.0	620	100.0	1026	100.0	1025	100.0
	建設業	65	19.1	116	18.7	197	19.2	211	20.6
	製造業	127	37.4	237	38.2	371	36.2	349	34.0
	流通・商業	96	28.2	189	30.5	299	29.1	312	30.4
	サービス業	52	15.3	78	12.6	136	13.3	140	13.7
	不明	0		0		23	2.2	13	1.3
地域別	全国	340	100.0	620	100.0	1026	100.0	1025	100.0
	北海道・東北	62	18.2	131	21.1	175	17.1	172	16.8
	関東	81	23.8	126	20.3	226	22.0	228	22.2
	北陸・中部	64	18.8	108	17.4	182	17.7	205	20.0
	近畿	45	13.2	92	14.8	173	16.9	159	15.5
	中国・四国	46	13.5	87	14.0	139	13.5	114	11.1
	九州・沖縄	42	12.4	76	12.3	123	12.0	147	14.3
	不明	0		0		8	0.8	0	
規模別	全体	340	100.0	620	100.0	1026	100.0	1026	100.0
	20人未満	126	37.1	216	34.8	365	35.6	369	36.0
	50人未満	112	32.9	221	35.6	355	34.6	371	36.2
	100人未満	68	20.0	119	19.2	177	17.3	164	16.0
	100人以上	34	10.0	64	10.3	86	8.4	85	8.3
	不明	0		0		43	4.2	36	3.5

後半期から景気の後退が起きているが、中小企業の景気は水面下の動きはみられたが、水面を超える「回復期」をむかえないまま大企業に先行して景気が急下降したのである。

このように、90年代初めから始まった長期不況である平成不況に直撃されたことによって多くの中小企業はきわめて厳しい経営を余儀なくされている。そうであるから、生き残っていくためには中小企業が政策問題へ高い関心を寄せること、日頃の企業経営からでてくる政策に対する意見の発露の多さも、ある意味では当然のことであるといわなければならない。

さらに97特別調査の調査時点（97年10月5～25日）は、98年央からみると景況の深刻さは比べようがないほど軽微であった。たとえば、98年第2四半期には「円安等で輸出大企業は利益を上げているが、われわれ中小企業は円高だといってコストダウンを要請され、円安でも還元され

ず、シェアアップのためにさらなるコストダウン要請と尽きることがなく、乾いたタオルを絞っている状況である」（製造・販売）、「銀行の貸し渋りがひどい。回転資金を返済するともう貸さない」（設備）<sup>4)</sup> というように企業をめぐる経営環境の悪化が一層進んで解決すべき問題が深刻になっていることが見て取れよう。

したがってこのような動きを勘案するならば、政策ニーズにたいする記述割合が50%を超えていることは、経営問題の厳しさと関連づけてとらえなければならないと思われる。仮に調査時点を半年遅らせたならば、記述割合はより高まると想定することが自然なのである。

さて、政策ニーズ記述企業の業種別、地域別、規模別構成を97特別調査の回答企業のそれと比較してみると表1のようになる。これをみると政策ニーズ記述者の構成は、業種別にも地域別にも規模別にも97特別調査の回答企業の構成に



表2 国・自治体のとるべき施策

項目	件数	%
税制問題	108	31.8
規制改革	85	25.0
金融問題	54	15.9
中小企業・地域振興	41	12.1
行政システム改革	58	17.1
事業支援・企業育成	35	10.3
需要活性化・景気浮揚	20	5.9
雇用・人材育成	17	5.0
中小企業予算充実	8	2.4
公共投資の地域発注等	30	8.8
その他	61	17.9
全体	340	100.0

注)回答はその内容により分類したので、1人がいくつかの意見に分かれる複数回答である。

ほぼ同じであることがわかる。ただし、政策ニーズの方が97特別調査全体の回答より、業種別的にはサービス業のウエートが若干重たい分だけ流通・商業が軽く、地域的には関東、規模別には20人未満の比率が大きい。

なお、97特別調査の構成も通常調査<sup>5)</sup>の構成と近似しているから、政策ニーズについての構成はおおよそ通常調査および97特別調査の構成と同様であるといっていよいよだろう。したがって政策ニーズの記述回答はある業種や地域、規模に極端な偏りをみせないで、通常調査や97特別調査の回答と業種・地域・規模的にもほぼ同様な構成でもって答えられていることが確認されよう。

## 2 意見内容の概要

### (1) 政策ニーズの5大問題

政策ニーズの記述回答340件の意見内容を整理してみると、ある程度まとまりを持った10の項目と「その他」の11項目に分けることができる(表2)。すなわち、「税制問題」31.8%、「規制改革」25.0%、「金融問題」15.9%、「中小企業・地域振興」12.1%、「行政システム改革」17.1%、「事業支援・企業育成」10.3%、「需要活性化・景気浮揚」5.9%、「雇用・人材育成」5.0%、「中小企業予算充実」2.4%、「公共投資の地域発注等」8.8%、「その他」17.9%である(複数回答のため合計は100%を超える)。

まず意見の内容がさまざまなことに及んでいる「その他」を別にしてみると、「税制問題」「規制改革」「金融問題」「中小企業・地域振興」「行政システム改革」の上位5つと「事業支援・企業育成」「需要活性化・景気浮揚」「雇用・人材育成」「中小企業予算充実」「公共投資の地域発注等」の下位5つとに大きく分かれていることがわかる。意見としてはこの上位5つに意見が集中しているからである。

上位5つの項目のなかでは、「行政システム改革」が「規制改革」について第3位になっている。ただしここで項目としてまとめた「金融問題」は助成金や補助金では多くの場合「行政システム改革」や「事業支援・企業育成」に譲っている。その意味でおカネにかかわる問題という広義で見たときには「行政システム改革」を抜いて第3位にくることに注意しなければならない。同時に、「金融問題」は今回の調査時期以降「貸し渋り・資金回収」が社会問題化するなど極めて厳しい状況に置かれていることも見過ごしてはならないだろう。

さらに「中小企業・地域振興」は全体的な中小企業振興、地域産業振興にかかわることという視点でまとめられており、個別企業の振興(支援・育成)は「事業支援・企業育成」に任せられた分け方になっている。もちろん記述回答を意見内容によって分類したわけであるから厳密に線を引くことは不可能であるが、どこからみるかという視点の違いがあるだけで考えている内容はほとんど同じという場合が少なくない。加えて「中小企業・地域振興」は「行政システム改革」「需要活性化・景気浮揚」と内容的に一部重なっている。

これらのことを踏まえてみるならば、政策ニーズの3大問題は税制、規制(競争政策)、金融であり、それに中小企業振興・地域産業振興と行政システム改革をくわえた5つが上位5位を占める5大問題になっていることが明らかになろう。

表3 業種別国・自治体のとるべき施策（複数回答）

	合計	税制問題	規制改革	金融問題	中小企業・地域振興	行政システム改革	事業支援・企業育成	需要活性化・景気浮揚	雇用・人材育成	中小企業予算充実	公共投資の地域発注等	その他
全体	340	108	85	54	41	58	35	20	17	8	30	61
%	100.0	31.8	25.0	15.9	12.1	17.1	10.3	5.9	5.0	2.4	8.8	17.9
建設業	65	20	15	7	8	7	5	5	5	3	16	11
%	100.0	30.8	23.1	10.8	12.3	10.8	7.7	7.7	7.7	4.6	24.6	16.9
製造業	127	41	28	28	15	22	15	7	4	2	4	25
%	100.0	32.3	22.0	22.0	11.8	17.3	11.8	5.5	3.1	1.6	3.1	19.7
流通・商業	96	36	28	11	8	23	7	7	8	0	3	16
%	100.0	37.5	29.2	11.5	8.3	24.0	7.3	7.3	8.3	-	3.1	16.7
サービス業	52	11	14	8	10	6	8	1	0	3	7	9
%	100.0	21.2	26.9	15.4	19.2	11.5	15.4	1.9	-	5.8	13.5	17.3

表4 地域別国・自治体のとるべき施策（複数回答）

	合計	税制問題	規制改革	金融問題	中小企業・地域振興	行政システム改革	事業支援・企業育成	需要活性化・景気浮揚	雇用・人材育成	中小企業予算充実	公共投資の地域発注等	その他
全体	340	108	85	54	41	58	35	20	17	8	30	61
%	100.0	31.8	25.0	15.9	12.1	17.1	10.3	5.9	5.0	2.4	8.8	17.9
北海道・東北	62	18	11	11	6	11	12	6	4	1	5	15
%	100.0	29.0	17.7	17.7	9.7	17.7	19.4	9.7	6.5	1.6	8.1	24.2
関東	81	34	23	18	7	12	9	3	10	2	8	17
%	100.0	42.0	28.4	22.2	8.6	14.8	11.1	3.7	12.3	2.5	9.9	21.0
北陸・中部	64	22	18	8	6	9	5	4	1	1	5	13
%	100.0	34.4	28.1	12.5	9.4	14.1	7.8	6.3	1.6	1.6	7.8	20.3
近畿	45	13	9	9	8	5	1	3	1	1	5	4
%	100.0	28.9	20.0	20.0	17.8	11.1	2.2	6.7	2.2	2.2	11.1	8.9
中国・四国	46	8	11	4	7	12	5	3	0	2	1	8
%	100.0	17.4	23.9	8.7	15.2	26.1	10.9	6.5	-	4.3	2.2	17.4
九州・沖縄	42	13	13	4	7	9	3	1	1	1	6	4
%	100.0	31.0	31.0	9.5	16.7	21.4	7.1	2.4	2.4	2.4	14.3	9.5

## (2) 業種別・地域別・規模別の特徴

最初に業種別にみてみよう。表3があらわしているように、建設業は「金融問題」「行政システム改革」についての政策ニーズが少ない分だけ「公共投資の地域発注等」「需要活性化・景気浮揚」「中小企業予算充実」についてのニーズが多くなっている。とくにあらかじめかなりあると予想されていたものの、「公共投資の地域発注等」について政策的充実を望む声がかきわめて大きいことには改めて注目する必要があるだろう。この項目を含めて先ほどの3つの項目はいずれも予算、つまり公共投資に関連している。すなわち建設業の政策的関心は公共投資のあり方がどうなっているかに大きく傾いているのである。

製造業は「規制改革」について4業種中もっとも比率が少なく——とはいえ抜きんでて少ないわけではなく、全体の25.0%より3ポイント小さいだけであるが——つまりそれだけ規制緩和への関心が薄く、他方で「金融問題」が突出している。製造業は制度融資や政府系金融機関・信用保証協会等への政策的関心が高いのである。

流通・商業は「税制問題」「規制改革」「行政システム改革」「雇用・人材育成」において4業種中もっとも割合が大きく、これらに大きな政策ニーズがあることがわかる。サービス業では「中小企業・地域振興」「事業支援・企業育成」という個別企業のバックアップを含む振興策への要望が強いことが示されている。



表5 規模別国・自治体のとるべき施策（複数回答）

	合計	税制問題	規制改革	金融問題	中小企業・地域振興	行政システム改革	事業支援・企業育成	需要活性化・景気浮揚	雇用・人材育成	中小企業予算充実	公共投資の地域発注等	その他
全体	340	108	85	54	41	58	35	20	17	8	30	61
%	100.0	31.8	25.0	15.9	12.1	17.1	10.3	5.9	5.0	2.4	8.8	17.9
20人未満	126	40	34	16	14	20	14	3	7	3	10	24
%	100.0	31.7	27.0	12.7	11.1	15.9	11.1	2.4	5.6	2.4	7.9	19.0
50人未満	112	38	21	21	16	20	10	3	5	3	17	18
%	100.0	33.9	18.8	18.8	14.3	17.9	8.9	2.7	4.5	2.7	15.2	16.1
100人未満	68	21	22	11	8	11	7	8	3	2	3	12
%	100.0	30.9	32.4	16.2	11.8	16.2	10.3	11.8	4.4	2.9	4.4	17.6
100人以上	34	9	8	6	3	7	4	6	2	0	0	7
%	100.0	26.5	23.5	17.6	8.8	20.6	11.8	17.6	5.9	-	-	20.6

このように「税制問題」は流通・商業、「規制改革」も流通・商業、「金融問題」は製造業、「中小企業・地域振興」はサービス業が相対的にもっと意見が多い。それにはたとえば大店法の廃止に象徴的にあらわれている規制緩和が流通・商業において先行的に進んで商店街の崩壊などの問題点が続出していることが関連しているとみることができよう。とするならば、意見の多さはすくなくとも現実的な問題点が発生していることの何らかの反映と見なしても大過ないのではないだろうか。

次に地域別にみると（表4）、北海道・東北は「事業支援・企業育成」「需要活性化・景気浮揚」の比率が高くなっている。即効性のある景気対策と日本経済を支えている中小企業への適切な政策が望まれているのである。関東は「税制問題」「金融問題」「雇用・人材育成」への政策的ニーズが多くなっている。「金融問題」の高い割合は貸し渋りがバブル経済の影響を最も大きく受けた東京・大阪などの大都市部から厳しくあらわれたことの一つの反映であり、「税制問題」の飛び抜けた高さも、現行税制の問題点——たとえば現行の相続税・事業承継税の制度的不備に苦しめられているのも大都市部——を強く経験させられているからではなかろうか。関東は「規制改革」においても割合の高い方の地域になっている。したがって、先に見た政策ニーズの3大問題（税制、規制、金融）は関東にとく

に集中していることが見て取れよう。

北陸・中部も関東ほどではないが「税制問題」「規制改革」への政策的関心が強い地域である。ただし「金融問題」は関心の低い地域ということになるが、それは調査時点の97年10月時点、この地域では「貸し渋り」がまだ潜在化していたからではないだろうか。近畿では関東に次いで「金融問題」の割合が高い。その理由は関東のところで述べたとおりである。もう一つ近畿においては「中小企業・地域振興」への政策ニーズの割合が6地域中最も高い。さらに「公共投資の地域発注等」も高いことが示されている。

中国・四国は「税制問題」「規制改革」「金融問題」のいずれにおいても関心が低い唯一の地域であるが、他方で「中小企業・地域振興」「事業支援・企業育成」の両者への関心の高い唯一の地域でもある。そのためであろうか、「行政システム改革」の割合も突出して高くなっている。九州・沖縄は「規制改革」が6地域中最も割合が高いが、「税制問題」は平均的で、「金融問題」への関心の割合は低い。さらに「中小企業・地域振興」が中国・四国に匹敵する割合で高く、「公共投資の地域発注等」は6地域中最も高い。九州・沖縄、中国・四国は調査時点の97年10月にはまだ「貸し渋り・資金回収」などの金融問題が明らかに潜在化していたことがわかる。

規模別ではどうなっているであろうか（表5）。20人未満では「税制問題」が平均並、「規制改

革」は2番目に割合が高く、「金融問題」は最も割合が低く、「中小企業・地域振興」「行政システム改革」の割合も最も低くなっている。この層の相対的な政策的関心事は「規制改革」であることが見て取れる。それは規制緩和の波に直撃されて苦しんでいることの一つのあらわれといえる。

20人以上50人未満では「税制問題」「金融問題」「中小企業・地域振興」「公共投資の地域発注等」の割合が最も高くなっている。一方「規制改革」「事業支援・企業育成」では最も低い。50人以上100人未満では「規制改革」の割合が最も高い。あとは「需要の活性化・景気浮揚」が2番目に高いほかは各項目とも平均的である。100人以上では「金融問題」が2番目に割合が高く、「行政システム改革」「需要活性化・景気浮揚」が最も割合が高い反面、「税制問題」では最も低く、「規制改革」も20人以上50人未満に次いで低いのである。このように規模別では各階層によって政策ニーズへの意見の分布の仕方が大きく異なっている。先の政策ニーズの3大問題でも規模と各政策項目の比率が正比例、あるいは反比例しているわけでもない。「税制問題」と「金融問題」は20人以上50人未満の比率、「規制改革」は50人以上100人未満の比率が最も大きいのである。

以上業種別、地域別、規模別にみてきたが、これを一つに重ね合わせると、「税制問題」では流通・商業、関東、20人以上50人未満の政策的関心の度合いが最も高く、「規制改革」では流通・商業、九州・沖縄、50人以上100人未満が、「金融問題」では製造業、関東、20人以上50人未満が最も高いという姿が見えてくる。

### 3 中小企業経営者の政策ニーズ

#### (1) 税制問題——活力が発揮できる公平な税制

「税制問題」について意見は108件あった。これは記述回答数340件の31.8%にあたり、先に見たようにまとまりを持つ項目としては最も意見が多い。税制問題に限らないが同じ項目のなか

でも意見は一つと限られていない。そこで意見が複数の場合は、意見ごとにそれぞれのまとまりに分けてカウントすることにした(複数回答)。この考え方で税制問題の意見を整理してみると、大きく5つにまとめることができる。

#### ① 税負担の軽減と是正すべき税制群

まず第1が、中小企業の税負担を全体的に軽減すべきであるという意見のグループである。

具体的には「下請体質から脱皮するには資金不足の会社が多いので思い切って税負担の軽減を」(製造業)、「税制上の配慮のきめ細かさを増して中小企業でも財務蓄積が可能となるように」(流通・商業)、「法人税・所得税を含めて再検討し公平な課税を望む」(製造業)、「大幅減税、これによって自社製品の開発を行う」(製造業)、「大企業と税率に格差をつける」(流通・商業)など合計28件にものぼっている。

これらは現行の税制による税負担が中小企業の実態に合っていない、中小企業の活力が発揮できる税制になっていないことに対する不満・批判とそれを改善する方向性を述べた意見である。このグループが示している現行税制が中小企業の実態からズレているという認識は「何とか変わらないのか」という思いとともに以下の税制についての意見全体の奥に流れている基本的なとらえ方、土台をなす考え方になっていることを見落としてはならないだろう。

第2は、それでは現行税制のどのような税制に実際にメスを入れるべきか、これについて言及している意見がこのグループである(94件)。そのうち上位5位までを件数の多い順位からなると、法人税(46件)、所得税(17件)、消費税(11件)、相続税・事業承継税制(7件)、事業税(6件)となる。

法人税が突出しているわけだが、そのほとんどが現行法人税の見直しを意味する税率引き下げを要望しているのである。その見直しのターゲットは「法人税の見直しで大企業と中小企業の税率を変える」(建設業)、「法人税の見直し



(現状の法人税率及び徴収方式では継続して経営していくことは困難である)」「(サービス業), 「企業の規模に応じて税率を変えてほしい」(製造業) という意見にあらわれているように, 中小企業が税制上不利な扱いを受けていることに対してである。たとえば, 「大企業と中小企業」との間で「税率を変える」, 「企業規模」によって「税率を変える」などの是正政策が求められているのである。

所得税は大半が法人税減税とセットで減税すべきとしている。さらに「せめて中小企業に対して法人税の低減を実施するとともに, 国民に対して減税を実施し, 購買意欲を盛り上げ景気の転換を図ってほしい」(製造業) という景気回復の視点から, あるいは「パートの非課税限度を150万円くらいにあげて」(製造業) という切実な意見もあらわれている。

消費税については「消費税5%を取りやめて元に戻す」(建設業) に代表される97年3月までの3%に戻すべきであるという意見が主流になっているが, 「消費税の廃止による一般ユーザーの購買意欲の促進」(流通・商業) など廃止を明確に主張する意見も5件あった。これは消費税の持つ景気冷却効果がしだいに企業経営全体に重たい負担として現実化しつつあることの反映ではないだろうか。

相続税・事業承継税制では, 「相続の時に事業承継がスムーズにできるように」という意見が太宗を占めている。現行の事業承継税制の欠陥への批判の声がこのような形であがっているのであるから, 中小企業がスムーズに存続できるための制度的整備が急がれよう。事業税については, 法人税に対する考え方と同様な視点から「税率を下げたい」といっているのである。

## ② 税の不公平感と税の使われ方

第3が中小企業には税制上優遇措置があってしかるべきであるという意見である(5件)。

この意見は中小企業が弱者であるから優遇措置がとられるべきといっているのではない。「中

小企業育成のための優遇税制(資本の蓄積ができるよう)」「(サービス業) というように, 現行の税制にたいする不公平感, つまり租税特別措置法など事実上大企業に有利な税制になっていることへの中小企業の側からの改善案として問題にされていることに注意しなければならないだろう。その意味では第1の意見と重なるところが多い。

第4が, 「税制改革」「税制等の支援」など税制改革の必要性を主張する意見である(7件)。ただしこの意見は「やる気がでる税制」「何らかの対策」ということ以上に内容がはっきりしていない。総論レベルで税制改革の必要性が認識されてはいるものの, 各論レベルで自社の企業経営から生じている税制改革の意見になりきれていないからではないだろうか。

第5は税の使われ方についての意見である(7件)。すなわち, 「税金の使途を明確にすること」(サービス業) というように使途を明確化すること, たとえば, それらを「細部にわたって広く公開する」(製造業) ことによって行ってはどうかという情報公開によって使途を明確化させる意見がある一方で, 「税金の無駄遣いが多すぎると思う。せめて中小企業に対して法人税の低減を実施するとともに, 国民に対して減税を実施し, 購買意欲を盛り上げ景気の転換を図って欲しい」(製造業) ということであらわれている積極的節約削減を掲げる意見もある。

現在税の使われ方を, たとえば中小企業の立場から一歩踏み込もうとしても, 情報が公開されていないという大きな壁に突き当たり前に進むことができないのであるから, このような意見が出てくることは当然である。それだけでなく, 公平・公正な税制という場合, 税の使われ方がわかること, つまり情報公開を前提にしなければそもそもそのところから成り立たない。したがって, この点からもここでいわれているように情報公開が求められるのである。

以上税制問題に対する意見は, 総じて現行税

制では中小企業の活力を発揮させるには不十分であり、中小企業は大企業に比べて不利な扱いをうけているからその点を是正すること、その意味での公平な税制が望まれているのである。消費税は企業経営にとっての問題点になりだしてきた。税の使われ方への関心もみられる。ただこれについては、一歩踏み込んで調べようとしても大蔵省が財政情報を公開していないため知ることができないのが現状である。まず情報公開を行うことが必要ではないだろうか。

## (2) 規制改革——公平・公正なルールによる健全な競争社会

「規制改革」についての意見は85件と記述回答全体の25%を占めている。「規制改革」というくりにしたのは、規制緩和の進行が総論を問題にする段階から、業種業態ごとの現実的進展により評価の温度差が生じているという段階に移行していることから、規制について緩和、修正、強化を包括する改革という概念をつかったのである。85件の意見は、現行の規制緩和を推進していくべきであるというグループ(①)と、現行の規制緩和を修正・改変、場合によっては規制強化すべきであるというグループ(②)とに、すなわち基本評価が全く違う2つの意見が大別される。

### ① 規制緩和の推進

規制改革において望まれていることの第1は、いま進められている規制緩和を推進せよという意見であり、32件あった。ただし、そのうち20件は「規制緩和」、「徹底した規制撤廃」、「望んでいることは規制緩和」、「思い切った規制緩和を早い時期に」、「規制緩和策」など規制緩和の推進一般であり、それがたとえば経済活性化につながるのか、自社の企業活動につながっているのか、あるいは一定の条件が付いているのかがはっきりしない。「規制緩和」一般ということ以外は不明である。

したがって、規制緩和推進の意見がはっきり

しているのは12件ということになる。この中では「積極的に規制緩和を進めることにより自由な競争社会をつくる」(サービス業)、「思い切った規制緩和による国際競争に打ち勝つ企業のみが生き残れるような自由競争社会の実現」(製造業)、「競争の原理を徹底的に図ること」(サービス業)、「一部のゴネ得、談合、規制を知るとやる気を失う。自由競争の実現を」(製造業)にみられるように規制緩和が自由競争社会をもたらすからという意見が4件と最も多い。もう1つは「自立していく企業が増えるように各種規制をなくす」(流通・商業)という自立促進、「規制緩和のスピードをもっと上げて経済の活力を維持すべき」(流通・商業)という経済的活力促進の視点から規制緩和の推進をあげている。

業種・業態の現状からは「規制緩和といっても、まだまだ屋外広告物に関しては規制が強く街の活性化の阻害要因になっている。過度な規制は困りもの」(看板制作・販売・野外広告)、「土地、建築、消防、道路運送、港湾荷搬にかかわる規制が多すぎる」(倉庫業)、「土地利用規制の緩和」(木材・建材販売業)と、とりあえずは緩和が進むことが自社経営にとって有利になると判断しているのである。

そのほかの意見は「規制緩和は結局負担率の軽減につながる」(製造業)、「中小企業に限定した規制緩和策」(サービス業)、「橋本首相の公約した改革の実行」(建設業)であった。

### ② 規制緩和への修正・改変及び規制強化

第2は、これまでの規制緩和の進展によりさまざまな現実問題が生じているか、引き起こされる可能性が目前に迫っているという事態に遭遇していることから現行の規制緩和に対して修正・改変するか規制を強化せよとっている意見である。この意見は「規制改革」85件の意見中43件と過半数を越えている(50.6%)ことが注目される。

この43件の意見は大別して2つに分けられる。一つが、現実にもこういう問題が生じているので



こういう対応策が必要ではないかということ（Aグループ、17件）。もう一つは、発生している諸問題についての意見には触れずに前提にしてこうすべきと対応策だけを述べているものである（Bグループ、26件）。

#### a 規制緩和の非競争的性格の是正

Aグループは17件あり、その意見は6つに分けられる。

1つ目が、「規制緩和の大合唱だけでは弱肉強食の修羅地獄になる。国際化のなかでもっと日本経済のあるべき姿、めざす姿を明確にして緩和と強化の必要性を示すべきである。時代に対応した規制改革である」（流通・商業）、「規制緩和における自由化の加速はどうしても弱肉強食となり、中小企業の受けるダメージは大きい。自治体のとるべき施策は弱者切り捨ての施行ではなく、弱者に明るい将来を期待できる施策を打ち出すことだ」（製造業）、「無原則的な自由は弱肉強食をもたらすのでバランスのとれた発展のための施策が重要」（製造業）、「弱者切り捨ては高効率であるが、社会の荒廃が進み住みにくい日本になる」（製造業）という意見である（4件）。

ここではまず、規制緩和が本質的に持っている弱肉強食という非競争的性格を是正しないと社会が荒廃するのではないかという指摘がなされている。次にそれへの対応策は「緩和と強化」をはっきりさせた「時代に対応した規制改革」を行うことであり、政策的には中小企業が「明るい将来を期待できる（規制）施策」でなければならぬというのである。

#### b 競争のルールづくりによる公正な競争

2つ目は、「現在規制緩和がものすごい勢いで進んでいるが、この緩和策は大企業が他産業から参入しやすくするため、中小企業には何ら恩恵がない」（流通・商業）、「大企業が中小零細企業の生きる場にまで進出し、採算割れの受注営業をしているために、仕事があっても利益の

ない状況が続いている。採算を度外視したダンピングは行政としてもその規制と指導を再考して欲しい」（建設業）、「製造業は現在供給過剰となっており大企業は製品の発注を指し値で行う傾向が強まっている。その結果大企業が多大な利益を上げ中小企業が赤字となる形がつづいている。これらを規制する施策が実施されれば大企業、中小企業の格差が是正される」（製造業）、「市場経済の進化とともに来る大競争時代に大企業の中小企業分野への進出が見込まれる。資本力の強大な大企業とは中小企業はまともに競争できない。中小企業の立場を考慮した上でのルール、公正な競争ができる政策を望む」（建設業）、「適者生存といわれるが、大企業は資金・人材等優れた面を生かしてすごいスピードで出店販売をしていく。小企業は適者生存しにくいので急激な規制緩和はやめていただきたい」（流通・商業）、「大手メーカーのシェア争いに一定の歯止めをかけて欲しい。第一線を受け持つ中小企業は利益なきたかいを強いられる。価格破壊は消費者にも不信感を植え付けている」（流通・商業）、「大資本有利の政策・行政のなかで中小企業は非常に苦しんでいる。規制緩和は市民生活のレベルの低下や景気に影響し、中小企業の息の根も危うくなるので、程々の規制の継続を」（流通・商業）、という7件の意見である。

ここでは規制緩和の進展により大企業が大々的に中小企業分野に参入していることに対して、中小企業が生きていける競争のルールづくりによって公正な競争がおこなわれることが望まれている。この意味をより積極的にとらえるならば、健全な競争社会の実現は、弱肉強食という寡占・非競争状態になる規制緩和ではなく、中小企業が規制緩和の現状に求めている競争のルールをつくって修正・改革していくなかにこそ可能性があることを示しているといつてよいであろう。

#### c 深刻な問題を引き起こす

3つ目は、「大店法がなくなり大型店が次々と

出店してくるが、調整がないのでまともな競争ができない(流通・商業)、「大型店の時間延長、年間休日の短縮は国の時短政策に逆行している。しわ寄せが中小の出入り業者にきて経営を圧迫する要因になるので、大店法の改悪はやめるべき」(流通・商業)の2件。

この意見は大店法廃止が引き起こしている現実の反映であり、2つ目の意見の具体的な分野における問題ということができる。大店法の緩和によって具体的になってきたのは、全国的に商店街の衰退・崩壊する現象が続出したことである。これは先行して規制緩和が進んだ分野の深刻な問題点である。規制緩和がこのまますすむならば同質の問題点が各分野で発生する可能性が高いことは容易に想定できよう。だからこそ、中小企業が「競争ができない」状態から「競争ができる」状態へのルールづくりが指摘されるのである。

4つ目は「中小企業や国民の努力が報いられ活力が生まれる、公正、公平な規制緩和」(建設業)である。この意見も2つ目の意見を別の表現でいったもので、「公正、公平な規制緩和」でなければ中小企業の「努力」は報いられず、社会の活力にもつながらないというものである。「公正、公平」さに力点が置かれていることに注意しなければならないだろう。

5つ目は「大企業の持株が50%を超える会社は中小企業ではなく持株主の大企業(または持株会社)の1事業部とみなすこと」(製造業)という意見である。これには、持株会社解禁により企業形態が変化して、一見中小企業のようにみえても実質的中身は大企業のランチであることが現実的に想定され、一部では実際に動き出しつつあるなかで、改めて資本所有の上から中小企業の定義をはっきりさせなければ大企業に飲み込まれてしまうのではないかという危機感が込められている。

6つ目は「競争激化がこのままで進行するといずれ大変片寄った社会構造(産業、経済、社会生活)の歪みや不安が起こることは必定だ」

(製造業)、「規制緩和は予想されたように中小企業に打撃を与え、少なくとも10年間は低迷(最悪の場合は消滅)企業が増加する」(サービス業)という規制緩和が引き起こしている深刻な問題点の指摘だけに終わって対応策に言及していない意見(2件)であるが、意見内容はこのAグループと共通するので、ここに入れることにした。現状認識としては1つ目の意見と同様とあってよいだろう。

#### d 中小企業が育つ規制緩和

次にBグループは26件あり、その意見は5つに分けられる。

1つ目が「中小企業の声・ニーズを聞き、それに合わせた規制緩和」(製造業)、「中小企業の実績と立場を考慮に入れた規制緩和を行うべき」(建設業)、「自由経済のなかにあっても、ある程度の規制、消費者保護があってもよいのではないか。中小企業がすべてなくなれば結局、消費者が一番困るのではないか」(流通・商業)、「中小企業育成のための規制緩和を進める」(サービス業)、「各種規制を見直して公共事業に中小企業の参入枠を拡げるべき」(製造業)、「規制緩和を進めることは大切なことだが、その結果緩和が中小企業にとって改悪とならないようにする必要がある」(サービス業)、「規制緩和ももっと中小企業の実態にあった政策で実行して欲しい」(建設業)、というまとまり(7件)で、Aグループの4つ目の意見と同様、中小企業が育っていきけるような規制緩和でなければならない、中小企業が育つ規制緩和にすべきというものである。

#### e 規制改革の視点に立つ

2つ目が、6件ある「大企業に対するルールの厳守と規制」(サービス業)、「大企業の進出を制限する」(建設業)、「国の郵政事業や電力など大企業の規制を緩和して商道徳を含めた競争ルールを確立する、次に中小企業や地域のために必要なものは規制し、残すべき」(製造業)、「自己



責任に基づく競争のルール確立」(製造業)、「公正なルールの確立を要望したい」(流通・商業)、「大企業の利益を優先させた規制緩和阻止(公正な競争条件の整備)」(製造業)という意見にみられるように、「競争のルールの確立」には大企業に対しては「ルールの厳守」をもとめたり、「必要なものは規制」することが条件になり、それを通じて「公正なルール」「公正な競争条件の整備」を行うことという意見である。

そのためには、3つ目として「一律の規制緩和でなく規制の見直し(緩和するものと規制を強めるものとに分ける)」(サービス業)、「一律の規制緩和を中止」(サービス業)、「適切な規制緩和」(製造業)、「規制緩和の功罪を明確にして、府・市が、地元企業と一体となって産業の振興を図る機関の創設」(サービス業)、「大企業中心の規制緩和ではなく、規制改革をきちんとして欲しい」(流通・商業)、「野放しの規制緩和ではなく、大企業に対する規制はむしろ維持すること」(建設業)、「大企業有利の規制緩和の是正(新たな規制も必要)」(サービス業)、「外国に負けないための厳しい競争原理の導入と保護育成政策をとれないものか」(流通・商業)、「六つの改革を進めるとのことだが、改革を進めるところと、そうでないところを見極めてほしい、とくに経済改革については十分に考えてほしい」(建設業)など9件あり、大企業に有利に作用している現状の規制緩和のあり方を「緩和するものと規制を強めるものとに分ける」規制改革という視点にたってしっかり「見極める」必要性を述べているのである。そして、緩和すべき代表例として4つ目に、諸手続きなどできわめて煩雑になっている「所轄官庁の一本化」(流通・商業)が掲げられているのである。

5つ目は、持株会社への現実的危惧からきている「持株会社解禁は逆行」(流通・商業)、「持株会社の連結納税制度は絶対禁止」(流通・商業)である(2件)が、調査時点はまだ持株会社解禁がスタートする約2カ月前であった。にもかかわらず、持株会社解禁によってもたらされる

脅威を敏感に感知した意見とあってよいだろう。とくに「連結納税制度」は持株会社結成を推し進める大きな契機になり「国内の大企業の経済力を過度に集中化させる危険性があり、また中小企業分野にさまざまな形で参入して中小企業を淘汰するなど、国民経済の歪みを増大させる」<sup>6)</sup>ことに大きな役割を果たすことになるので禁止する、と同時に、持株会社解禁自体も「大企業の過度集中をもたらさない明確な措置がとられるまで実施を凍結」<sup>7)</sup>する必要があるだろう。

6つ目が「下請代金支払遅延等防止法の完全実施」(製造業)という意見である。なぜこれを規制改革の項目に入れるかという点、規制緩和→独占禁止法→下請代金支払遅延等防止法という関連のなかで、この間独占禁止法も規制緩和の時流に乗って競争の活力を削いでいく方向へ大きく変わった<sup>8)</sup>。その流れが景気の下降と相まって下請代金支払遅延等防止法の「完全実施」という声をあげざるをえない現実をつくり出しているのではないかということからである。つまり規制緩和の流れが、下請代金支払ヘマイナスの影響を与えているのではないかということである。とするならば、この「下請代金支払遅延等防止法の完全実施」という意見は、下請製造業が経験している規制緩和にたいする「本音」の一端があらわれているとみることができよう。

### ③ 規制に対する評価の転換

これまでみてきたように、規制緩和については85件の記述回答のうち、50.6%にあたる43件が現状の規制緩和へ対する修正・改変・規制強化などの意見を表明している。これに対して現状の規制緩和を推進せよとはっきりした意見を持っているのは14.1%の12件にすぎない。ただし、規制緩和一般の推進を望む意見が23.5%の20件あったから、広く規制緩和推進でまとめると37.6%の32件となる。

95年7月に同友会会員企業を調査対象にしたDOR特別調査(テーマ:規制緩和・競争政策)

(以下、95特別調査)では、日本経済全般からみた規制緩和の必要性が「大いに必要」53.6%、「もう少し必要」の31.1%をあわせて84.7%、自社事業分野では「大いに必要」26.4%、「もう少し必要」28.7%、あわせて55.1%が規制緩和に肯定的であった<sup>9)</sup>。

97特別調査と95特別調査との比較は一方が記述回答で、他方がアンケートへの回答という調査方式の違いから厳密に比較することはできないが、それにしてもこの2年間で評価が大きく転換しているとみて間違いのないであろう。規制緩和への肯定的評価が95特別調査の比較多数から97特別調査での比較少数へとという評価のトーンの転換である。このような転換には規制緩和が具体的に各業種・業態別に進んでいくなかで、規制緩和が大企業にばかり利益をもたらし、このままでは中小企業がきわめて不利な立場に置かれ、日本経済の歪みも一段と進むのではないかということが、だんだんみえてきたからに他ならないだろう。中小企業にとってきびしさが明らかになってきた規制緩和にたいして、公平で公正なルールをつくって中小企業も参加できる健全な競争社会へと舵取りの仕方を変更することが、いまこそ強く求められている時はないといえよう。

### (3) 金融問題——抜本的な制度改革による新しい 公的金融

「金融問題」への記述回答は54件であった(全体の15.9%)。助成金、補助金なども広義の金融問題の領域に入るが、ここでは基本的に「行政システム改革」「事業支援・企業育成」の項目に譲っている。前掲表2の国・自治体のとるべき施策では「金融問題」は「行政システム改革」に次いで第4位になっていたが、広義の金融問題ベースで集計すると「行政システム改革」を抜いて第3位になる。

金融問題としての意見の内容は大別して、制度融資・政府系金融機関融資のあり方、融資の際の審査・評価・条件、融資の姿勢、手続き簡

素化、無担保・無保証人制度、その他、の6つに分かれている。

#### ① 制度融資・政府系金融機関融資のあり方

1つ目の制度融資・政府系金融機関融資のあり方についての意見は20件(37.0%)あり、これが金融問題のなかでは最も多い意見になっている。

その内訳は、「国・自治体の独自判断による融資制度」(製造業)、「貸出金利を低金利に」(製造業)、「必要に応じて有利な資金融資」(製造業)、「低金利政策を続ける」(製造業)、「新規投資の金利助成を」(建設業)、「高度化資金等の枠の拡大」(流通・商業)、「制度融資の充実」(サービス業)、「低利の融資の充実」(流通・商業)、「公的融資のさらなる促進・充実のこ」(サービス業)、「制度融資の充実」(サービス業)、「国、地方の低金利融資の実施」(製造業)、「設備を充実させるための融資の業種指定の間口を広げて欲しい」(製造業)、「設備高度化資金に対する超低金利、長期資金が調達可能になる資金枠の拡大」(製造業)、「低利融資制度」(サービス業)、「中小企業支援のための融資枠の拡大」(製造業)、「制度融資の拡大」(流通・商業)、「政府系金融機関による中小企業への融資の充実」(流通・商業)、「低利の公的資金融資」(流通・商業)、「多業種への融資制度創設」(製造業)、「国金など政府系金融機関の金利の低減」(製造業)、である。

みられるように、融資金利の低減、融資枠の拡大、対象業種の拡大、独自判断融資の創設など制度融資・政府系金融機関融資「充実」へのニーズは大きく、調査時点以降の「貸し渋り」の進行を組み込んでみるならば、制度融資・政府系金融機関融資の必要度は一層高まっているものと推測される。この間財政問題、とくに財政投融資のあり方の見直しのなかで、中小企業金融において政府系金融機関の果たしてきた役割は終わったという判断のもとに、整理統合を進める動きがみられたが、97年秋以降社会問題化した民間金融機関による「貸し渋り」にみら



れる金融状況は、中小企業金融の不安定性は決して解消されてしまったのではないことと政府系金融機関や公的金融が中小企業金融の安定化のために果たさなければならない役割が大きいことをはっきりさせたのである。

そのとき、政府系金融機関・公的金融のどこに目を付けて「充実」させるかという問題をたてたときに、今回の調査の意見のなかに一つの答えを見出せるのではないか。すなわち、融資金利、融資枠、融資対象、独自融資など問題点は制度全体に及んでいるので小手先の対応措置ではもはや立ちゆかず、抜本的な改革が必要ではないだろうかということである。政府系金融機関・公的金融は多くの中小企業にとって最後の貸し手になるだけに、切り捨てて再編するのではなく、「激変消滅」時代の中小企業金融を支えていく機能を備えた金融機関・金融制度として「充実」させるスタンスをとることが望まれているのである。

## ② 融資の際の審査・評価・条件

2つ目の融資の際の審査・評価・条件としてまとめられる意見は10件（18.5%）であった。具体的には、「担保優先主義を改め、経営力・人間力・社会性などで評価する」（製造業）、「企業の社会的評価を融資評価に入れるべき」（製造業）、「国金、保証協会、中小公庫からの借り入れ審査内容の改善」（建設業）、「公的機関が担保重要主義で貸し渋りしている。保証協会が保証料を取りながら連帯保証人を義務づけるのは弱者いじめだ」（流通・商業）、「現在民間金融機関も政府系金融機関も融資審査において物的担保優先が基準になっているが、経営者の経営能力、企業の技術力、開発力、市場性、企業体質等を総合的に評価するなどの改善策を」（製造業）、「融資審査の改善」（製造業）、「物的担保中心の融資でなく企業の将来性等総合的な判断で融資枠を決めて欲しい」（流通・商業）、「企画に対して融資を行う視点を望む」（建設業）、「運転資金の借り入れ方法を変更してほしい、担保、担保

で借りることができない」（製造業）、「担保・保証人などの条件緩和」（製造業）、という意見である。

ここでは民間金融機関に限らず政府系金融機関・信用保証協会も含む金融機関の融資審査において依然として根強くつづいている「物的担保優先主義」の呪縛を金融機関自らが克服しない限り融資審査の改善にならないことを明確にしている。さらに問題なのは、政府系金融機関および信用保証協会がこの「物的担保優先主義」という融資審査のあり方に陥ってしまって、このようなあり方から抜け出そうという姿勢がみえてこないことである。政府系金融機関や信用保証協会はもともと担保力の弱い中小企業を公的に下支えていくことで不安定な中小企業金融を補完することに本来の役割があったはずである。したがって政府系金融機関・信用保証協会は、たとえ民間金融機関が「物的担保優先主義」の審査態度であったにしても、違った視点からの、つまり「物的担保優先主義」ではない審査をしなければならなかったのである。

公的金融が率先して「物的担保優先主義」から脱出する姿勢に転換することが重要である。政策的にさまざまな公的融資制度をつくったとしても、こうした審査のあり方では担保不足により制度の利用が不可能になり、制度そのものが事実上絵に描いた餅になってしまうからである。

もう一つ、信用保証協会が信用保証料を取りながら連帯保証人を義務づけていることに対する意見である。中小企業が信用保証料を支払う意味は、信用保証協会によって足りない信用力を補完してもらったことになるから、その上に連帯保証人はいらんのではないかということである。たとえば、98年に入ってから緊急経済対策の一環としての信用保証制度強化措置において連帯保証人が第三者でなくてもよいという要件弾力化措置が期間を定めて実施されたが、この考え方を拡張させていくと連帯保証人はいらんということになろう。いずれにしろ、信用

保証協会が保証する信用保証をめぐっては、仕組みと現実の間に大きな落差が生じているのである。

### ③ 融資の姿勢

3つ目の融資の姿勢についても10件(18.5%)の意見があった。「設備、運転資金への積極的な融資を」(流通・商業)、「政府系金融機関、制度も含め、本来中小企業を救済・育成するはずの趣旨が生かされていない」(建設業)、「資金調達に関する諸施策をもっと積極的に」(製造業)、「我が国の金融は不動産担保力最重点で担保のないところへは資金を貸さない方向をとり、行政もこれを是としてきた。そしてわずかばかりの無担保融資を難しい手続きで実行するのが中小企業政策だと思ひこんだ感がある。本当に中小企業施策を進めようとするならば真面目に社会が必要とする仕事に取り組んでいる企業に最大限のバックアップをする方向付けが必要」(流通・商業)、「公的金融を借りやすく」(製造業)、「地域密着の新たな資金供給システムの形成と信用力評価システムを抜本的に改めること」(流通・商業)、「中小企業振興のため官民が共になった融資策を」(建設業)、「銀行及び国金等の融資枠の拡大——運転資金不足では困るから」(サービス業)、「ビッグバンに向けての金融機関の中小企業選別融資に監視を強めるべきである」(製造業)、「中小企業融資の抜本的見直し」(製造業)、というのがその内容である。

ここで注意すべきことは、一つには、先に触れた「物的担保優先主義」が金融機関の融資姿勢に大きな陰を落としていることが明らかに読みとれよう。金融機関は、「本来中小企業を救済・育成するはずの趣旨が生かされていない」、「真面目に社会が必要とする仕事に取り組んでいる企業に最大限のバックアップをする方向付けが必要」という声を正面から受け止めて、この視点からこれまで融資の姿勢を見直すことが必要なのではないだろうか。

二つには、ビッグバンの進展が中小企業金融

に与える影響である。具体的には、金融システム改革ということで導入された「早期是正措置」などが中小企業への資金の流れを滞らせる「貸し渋り・資金回収」の促進をもたらしていることである。金融システム改革が中小企業金融の安定化ではなく不安定化・逼迫化につながっている事実をどうしたらよいか。少なくとも「早期是正措置」は銀行の健全性を測る唯一の指標ではないことを踏まえた政策を構想しなければならないだろう。

### ④ 手続き簡素化、無担保・無保証人制度、その他

4つ目の手続きの簡素化についての意見は、「公的融資の手続き簡素化」(製造業)、「シンプル化と利用しやすさ(手続き簡素化)を」(サービス業)、「高度化資金等の借入手続き簡素化」(流通・商業)、「融資手続きの改善」(製造業)、「制度融資の簡略化」(流通・商業)、「手続きが複雑すぎる」(製造業)という6件、5つ目の無担保・無保証人制度については、「無担保での借入枠が少なく資金難から開発に行き着けないといった事例が多い」(製造業)、「無担保、無保証人制度の拡充」(サービス業)、「無担保、無保証融資枠の拡大」(流通・商業)の3件、6つ目のその他が「公的融資のPR不足」(製造業)と「直接金融へ比重を移す環境整備を」(製造業)の2件であった。

今回の調査でも手続き簡素化と無担保・無保証人制度拡充をはかるべきという意見が、前者が6件、後者が3件みられるが、この2点は公的金融の改善では必ずあらわれる意見といってよい。そうであるだけに、基本スタンス、融資姿勢の問題とともに具体的に解決しなければならない政策ニーズであるといえる。

その他の意見にある「直接金融」のための環境整備、すなわち中小企業金融安定のために中小企業が調達可能な資本市場を育成することにはたいするニーズはこれから増えていくことが予想される。



以上全体として「物的担保優先主義」から脱却して「社会が必要とする仕事に取り組んでいる中小企業をバックアップする」姿勢に立った新しい公的金融のあり方が望まれているのである。

#### (4) 中小企業・地域振興——地域に生きる中小企業に目を向けた振興策

「中小企業・地域振興」としてまとめられる記述回答は41件あった(全体の12.1%)。ここでのコンセプトは個別企業を超えたマクロ的な視点からの中小企業振興、地域産業振興、地場産業振興についてである。ただし、内容的には個別企業にたいする支援・育成の視点が強い「事業支援・企業育成」や「行政システム改革」,「需要活性化・景気浮揚」と一部重なっている。

この項目について記述された意見を大きく分けると、①中小企業振興・地域振興の政策スタンス、②振興の分野・対象・内容、③国・自治体が果たすべき機能・役割、の3つになる。

##### ① 中小企業振興・地域振興の政策スタンス

中小企業振興・地域振興の政策スタンスに関する意見が最も多く20件(中小企業・地域振興の47.8%)にのぼる。

具体的には以下のようなものである。「方針(姿勢)に於いても中小企業向けに」(建設業)、「いまはあまりにも大企業中心で大企業の横暴が目に見えるから、中小企業が成長できるような政策を」(製造業)、「中小企業の占める重要な位置を明確にする」(流通・商業)、「中小企業育成=大規模化と勘違いしてはいないか」(製造業)、「従来の製造業育成の政策からソフト産業、情報産業、サービス産業、外食産業へ、さらに、少子化・高齢化関連産業への転換を」(サービス業)、「21世紀になると中小企業はますます大切な存在になる」(製造業)、「長期的視点で実行して欲しい」(建設業)、「効率の良い優良企業を伸ばす」(製造業)、「中小企業中心の産業政策を推進すること」(流通・商業)、「大企業中心より地域の中小

企業を重点とする姿勢、地域とともに生きる中小企業の事業の育成支援を」(建設業)、「大企業本位の経済政策を転換して中小企業優遇の経済政策を強める」(流通・商業)、「地方分権による地域活性化」(製造業)、「日本経済の土台を支えているのは中小企業に他ならないから中小企業に対して国はもっと真剣に考えて欲しい」(流通・商業)、「大企業偏重から中小企業重視、国民本位へ」(製造業)、「予算の裏付けのある仕事しかできない行政からどうしたら中小企業者の心をくみ取る行政になるか」(製造業)、「本音と建て前がちがう施策はとってほしくない」(製造業)、「役人が中小企業に心を開けば問題は解決する。つまり、中小企業を理解している役人が少ない」(製造業)、「あくまでも一つの個性として大企業には大企業の役割、中小企業には中小企業の役割があると思う」(建設業)、「国や自治体は本当に中小企業やその労働者たちの要望を知っているのだろうか」(製造業)、「相変わらず国の政策は大企業にしか目が向いていない」(建設業)。

これらの意見は、第1に、国の政策が一貫して「大企業にしか目が向いていない」ことは「日本経済の土台を支えているのは中小企業」であり、「中小企業の占める重要な位置」を直視するならば「中小企業に対して国はもっと真剣に考えて欲しい」という政策の向き方に対する不満・批判が込められているとみななければならない。

第2に、それではどのような向き方でなければならないか。この点については、「大企業には大企業の役割、中小企業には中小企業の役割がある」ということを基本的考え方にして「大企業偏重から中小企業重視、国民本位へ」政策の重点を移すこと、すなわち「中小企業が成長できる政策」をとることである。それは行政が中小企業の現状を「理解」して、「地方分権」をすすめて「地域とともに生きる中小企業の事業の育成支援」を行うことにほかならない、といっている。

第3に、具体的な方向として、「中小企業育成＝大規模化」ではない、製造業だけの育成政策からの「転換を」、「本音と建て前」を一致させる、ことなどに留意せよとのべている。

ここで指摘されている中小企業重視の方向は、21世紀にかけたこれからの中小企業振興・地域経済振興政策の基本的姿勢として位置づけられなければならないものであろう。

## ② 振興の分野・対象・内容

次に振興の分野・対象・内容についての意見を取り出すと14件になる。すなわち、「ソフト関連に対する理解とそれに対する報酬の意識確立」(サービス業)、「地場産業の育成に力を」(製造業)、「地場産業の復興と地元商店街の復興のための具体策」(サービス業)、「地元企業の育成」(サービス業)、「中心街の整備と専門店の育成」(流通・商業)、「地域全体で集客力高めるような施策」(サービス業)、「中小企業専用の事業団地をつくること」(サービス業)、「情報インフラの整備」(流通・商業)、「居住型商店街の復活」(サービス業)、「商店街復興のため公的駐車場その他の民活のための仕組みづくり」(流通・商業)、「構造改革を要請されている地場産業への助成」(製造業)、「成熟市場への移行のための新たなルールづくり、地域の特性が活かされる施策づくり」(建設業)、「大企業、中小企業間の情報取得格差を埋める施策」(建設業)、「中小企業支援となる法律制度」(サービス業)、である。

産業空洞化、産業集積地の衰退傾向、大店法廃止による商店街の崩壊などによって近年地域経済全体の活力低下が指摘されてきたが、ここでは、それに対して地域産業・地場産業と地元商店街を復興させる新たな街づくり、地域づくりに向かって政策が焦点を結ばせなければならないことを物語っている。

## ③ 国・自治体が果たすべき機能・役割

国・自治体が果たすべき機能・役割として整理される意見は6件あった。それは、「従来公共

投資依存できたために本来の街おこしの施策が伴わない。活路をどう生み出していくか官民一体で考える時期」(流通・商業)、「工場立地の際の指導調整役」(製造業)、「中小企業は国民生活の中核部分を担っているので、保護育成の強化を」(製造業)、「国・自治体の「中小企業振興」セクションに中小企業家を参画させること」(製造業)、「中小企業にとって新しいビジネスチャンスとなるよう法律・制度を整備する」(サービス業)、「成熟市場への移行のための新たなルールづくり、地域の特性が活かされる施策づくり」(建設業)、というものである。

「本来の街おこし」など「地域の特性が活かされる施策づくり」が求められるわけだが、そのときに「官民一体で考える」こと、たとえば「振興セクションに中小企業家を参画させる」などという視点の広さでもって構想されることが望まれている。この意味で国・自治体の役割は大きいものがある。

全体として、中小企業が地域経済再活性化の担い手として力を発揮していけるように中小企業に対する政策的位置付けを変え、それに基づいた振興策、仕組みづくりが求められているといえよう。

## (5) 行政システム改革——地方分権と透明性

広い意味での「行政システム改革」を望む意見は58件あった(全体の17.1%)。その内容を大別すると、①小さな政府・自治体、リストラ(予算と人員の削減あるいはどちらか一方)、②地方分権・権限移譲、情報公開・開示、天下り人事の廃止・禁止、③補助金の廃止、行政の民営化、競争原理の導入、④基本姿勢、効果、その他、の4つのグループに分かれる。

### ① 小さな政府・自治体、リストラ(予算と人員の削減)

1番目のグループが狭い意味での小さな政府・自治体、リストラ、すなわち主に予算と人



員の双方の削減あるいはどちらか一方をいう意見である（27件で行政システム改革の46.6%）。

具体的には「行革を進めよ、小さな政府・小さな自治体でやれるはず」（流通・商業）、「無駄な予算の削減、余分な人員の削減、国や自治体はスモール・イズ・ビューティフル」（流通・商業）、「国、自治体のリストラ」（建設業）、「行政自身の縮小」（製造業）、「人員を半減し、縮小財政」（製造業）、「スリムな官庁」（建設業）、「人員リストラ」（流通・商業）、「小さな政府による政治、役人の縮小」（製造業）、「国・自治体のスリム化、人員の削減」（流通・商業）、「人員削減を伴うリストラ」（製造業）、「行政の規模はいまの30%でよい」（流通・商業）、「公官吏の削減」（製造業）、「行政のコストを下げてください」（製造業）、「行政のスリム化・効率化」（製造業）、「小さな政府－余剰がでたときは赤字債務の減少へ」（流通・商業）、「公的機関のスリム化」（建設業）、「役人の数を確実に減らすこと」（流通・商業）、「議員数・公務員数を削減して競争原理を取り入れる」（製造業）、「行政の効率化・スリム化」（製造業）、「省庁にかかわる人数が多すぎる」（製造業）、「小さな政府」（製造業）、「大リストラ」（流通・商業）、「行政のリストラ」（製造業）、「自治体の縮小」（製造業）、「公務員の削減」（製造業）、「省庁の再編よりも外部団体の削減を図ること」（流通・商業）、「議員数・公務員数を削減」（製造業）、というものである。

みられるように「リストラ」ということでもっぱら「行政のスリム化」と「人員削減」が主張されている。これは中小企業がこの長引く平成不況に直面して生き残るために血の出るような経営努力をしている一方、国や自治体はその間に何を行ってきたのか、中小企業の現実の姿を知った上での行政の対応であったかという政府・自治体の行政運営の姿勢に対する痛烈な批判が、このような意見になってあらわれたものと推測される。この意味では中小企業経営者が行政を仮に「経営体」とみなしてとらえたときに、行政は危機感がなさすぎるということを強

く感じているがゆえに行政への「リストラ」という意見に集約されたのであろう。しかしこれは他面、行政への期待でもあることを忘れてはならない。このような1番目のグループの意見が「行政システム改革」のなかでは最も多い意見になっているのである。

## ② 地方分権・権限移譲、情報公開・開示、天下り人事の廃止・禁止

2番目のグループが改革内容として、国の行政権限と財政権限を地方自治体へ移譲すると同時に情報公開・開示を進め、天下り人事を禁止するなど行政の透明度を高めてクリーンにしていくべきであるという意見であり、合計すると16件になる。

意見ごとにみていけば、地方分権が「地方自治体へ権限を委譲して欲しい」（建設業）、「地方分権の強化」（製造業）、「地方分権の推進」（流通業）、「地方分権化を進める」（製造業）、「地方分権の推進」（製造業）、「多くの部分を地方に下げて、事業の年数を長く、書き換えの費用を安く」（流通・商業）、の6件となり、情報公開・開示も「情報公開」（流通・商業）、「情報開示」（製造業）、「情報公開制度の普及確立」（サービス業）、「情報の開示」（流通・商業）、「行政の透明性と情報の開示」（サービス業）、「情報公開を完全化してほしい」（製造業）と6件ある。

天下り人事の廃止・禁止は「天下り人事の廃止」（流通・商業）、「公務員の天下りの弊害を是正して公平に」（製造業）、「特殊法人等への天下り人事の廃止と禁止」（流通・商業）、「政治献金（大企業）、天下りを廃止」（流通・商業）の4件であった。

このグループは行政システムのどこをどう改革すべきか、はっきりした意見を持っているグループである。行政は中央集権から脱出して地方分権を推進する方向に進むことが改革であり、他方で同時に行政の透明性を強めること、この両者があってこそ(4)でみた中小企業振興・地域

経済振興の役割を果たしていける行政ということができるといふ、これからの行政のあり方が内包されているといつてよいだろう。

### ③ 補助金の見直し・廃止、行政の民営化、競争原理の導入

3番目のグループが、補助金は廃止して行政に民営化・競争原理の導入するなど市場経済を各分野に波及させるにあたって行政分野を聖域化しない方向で改革すべきという意見であり、あわせて10件あった。

すなわち、「補助金の大幅見直し」(製造業)、「各種補助金の全廃」(流通・商業)、「利権の絡む補助金の撤廃」(製造業)、「補助金制度は廃止すべきである」(製造業)という補助金の見直し・廃止が3件、「長期ビジョンを明確化して民営化による自治体のスリム化」(製造業)、「特殊法人等をなくして民間にまかせる」(建設業)、「中小企業への事業移譲による大胆な民営化」(サービス業)のように行政の民営化が3件、「競争原理を取り入れることによって人材育成」(流通・商業)、「議員数・公務員数を削減して競争原理を取り入れる」(製造業)、「各行政の評価システムを作り、おのおのが競争するような制度づくり」(サービス業)という競争原理導入の意見が3件であった。

このように、このグループもはっきりした意見をもっている。補助金行政をやめて行政に市場原理を導入した方がよいというのである。たしかに現行の中小企業向け補助金は、必要などころに届かないなど、その有効性には疑問がでているので、見直しが行われなければならない。しかし、それがストレートに廃止につなげてよいかどうかは、競争原理の導入とともに慎重にとらえて行かなければならないのではないかと。

これまで行政の事業であったものが民営化される方が適切な場合があることも確かである。部分的には競争原理・市場原理の考え方を取り入れていかなければならないとしても、それが競争原理の導入というべきなのかどうか、行政

には市場原理がなじまないところがあるだけに、行政に対するいらだちとは別の次元で考えなければならぬのではないだろうか。

それはともかく、このグループは補助金を廃止して競争原理の導入を進めるべきといっている。

### ④ 基本姿勢、効果、その他

4番目のグループは改革内容というより行革の改革姿勢・目線、行革の効果、その他からなる。

具体的には、行革の基本姿勢は「大企業の側に立った行政だけではなく、目線を低くして中小零細企業の立場での行政」(流通・商業)、「血と汗を流して行政改革に真剣に取り組むべきである」(建設業)の2件、行革の心理効果が「行政改革によりすべてに安心のできる国」(製造業)、「行政改革で明るい雰囲気をつくれれば何事もよくなる」(流通・商業)の2件、その他が「各地域の特性を考えた一律でない、きめの細かい地域単位の施策」(製造業)、「行財政改革を確実に実行を」(流通・商業)の2件である。

ここでは行革の基本姿勢というか目線というのか、大企業の方向だけを向いて行革を行うのではない、中小企業の立場を踏まえた姿勢でなければ行革のあり方としては正しくないという認識があらわれていることが重要である。

この項目全体としては、まず行政は中小企業の痛みを知らなすぎるのでしかるべく「リストラ」をしなければならぬという。行政システムの改革については2つの方向性をあげている。多数意見が地方分権を進めつつ行政の透明度を高めることであり、もう一つの意見が、行政に市場原理を導入すべきではないかというのである。ともかく中小企業経営者は現在の行政に対してはかなり厳しい意見——これは他面では期待であるといつてよいのだが——を持っているのである。



## (6) 事業支援・企業育成——望まれる政策スタンスの変化

「事業支援・企業育成」としてまとめられる意見は35件あった（全体の10.3%）。この項目は、個別企業レベルの支援、育成という視点が強いものを拾っている。とはいえ視点を変えたと同じ内容が「中小企業・地域振興」、「需要活性化・景気浮揚」、「行政システム改革」、「金融問題」という項目と重なっていることに注意しなければならない。

意見を整理すると、一つが資金援助、技術援助、あるいはその両方、海外進出援助のグループであり、もう一つが支援方向・支援対象グループと、大きくいって二つに分けられる。

### ① 資金援助、技術援助、海外進出援助

資金援助、技術援助、あるいはその両方、海外進出の際の援助と、あわせて21件になり、この項目の意見の大勢を占めるにいたっている。

資金援助は「新事業・新商品開発に対する援助・融資」（サービス業）、「新規開発品に対する資金的優遇策」（製造業）、「新技術の開発、コンピュータシステム導入のための資金援助」（流通・商業）、「研究開発費への援助」（建設業）、「自社製品開発助成金」（製造業）、「研究開発に係わる助成金」（流通・商業）、「新製品開発のため融資、補助金」（製造業）、「研究開発に対して各種税の見直しと補助金」（製造業）の8件であった。

技術援助は「技術援助」（製造業）、「テクニカル・センター（技術相談）の設置」（製造業）、「中小企業が共同で活用できるもの」（製造業）の3件である。

これらに対して資金援助と技術援助が事実上重なっていると思われる意見は、「新規事業支援」（サービス業）、「ベンチャー・キャピタルとして」（サービス業）、「自立化」支援（製造業）、「技術開発、市場調査・開発への支援」（建設業）、「研究開発に対する助成」（建設業）、「新たな自社の方向を見つけたして挑戦するための

支援策」（サービス業）、「技術的支援と資金面の支援」（サービス業）、「総合的で分かりやすい相談窓口の設置」（流通・商業）、「府、市に中小企業専門の窓口をつくる」（製造業）「公的キャピタル法人をつくり将来性のある中小企業を育成する」と10件にのぼった。このグループの意見のなかでは最も多い。

意見の多くが資金援助あるいは技術援助ということである。とくに新商品開発、新事業開発に関連する企業活動への支援要請が強いことが見て取れよう。さらに、最近では水平型の企業間ネットワークを構築するために行政として、技術相談に応じる、研究開発相談に応じる、「自立化」支援を行う、中小企業専門の総合相談窓口を設置するなどを行って中小企業のネットワークづくりのインフラ部分で行政が適切な役割を果たすべきではないかという期待がこのような形となってあらわれていると推測される。

海外進出援助は「ジェットロが海外進出の実務面までタッチして指導して欲しい」（製造業）という1件だけであった。中小企業の経営資源の現実からいえば、海外進出時にあたってこのような要望が生ずることは多く、一つの代表的な意見とみなすことができよう。

### ② 支援方向・支援対象

支援方向・支援対象は「専門店の育成」（流通・商業）、「大企業偏重から中小企業へ」（流通・商業）、「自立できない小規模事業所に対する施策」（製造業）、「省資源、環境問題に取り組んでいる企業に」（製造業）、「独創的な中小企業への支援」（流通・商業）、「体質改善のための助成制度」（サービス業）の6件になる。ここで注目すべきことは事業支援・企業支援の方向である。個別企業のレベルにおいて大企業だけを重視する方向からの転換を求める意見が明確な形であらわれている。前向きに経営革新に取り組んでいる中小企業に対するバックアップという政策の根本のところ、政策スタンスのレベルで変化が望まれているのである。

この項目全体では「激変消滅」といわれる経営環境にあって、日本経済を支えている中小企業への適切な政策的位置づけと前向きに努力する「企業家精神」を持っている企業への適切な政策支援という政策転換要請が強いことがうかがえる。

#### (7) 需要活性化・景気浮揚——消費購買力アップを始めとする全般的刺激策

「需要活性化・景気浮揚」に分類される意見は20件あった（全体の5.9%）。この項目では消費購買力アップにつながる直接的な景気回復効果を求めた活性化策、景気浮揚策がニーズになっているというよい。その内容を整理すると、①減税等即効性のある政策で個人消費を回復させる、②広く全般的に投資意欲を高める措置ないしは特定の投資先を中心にした措置をとること、③その他の措置（行革、規制緩和ほか）の3つになる。

その1は、減税等即効性のある政策によって個人消費を早急に回復させ景気を浮揚させよというのである。具体的には、「法人税や所得税の減税を図り早急に景気回復策を」（流通・商業）、「個人消費を増やす内需拡大の景気対策を行うべし」（流通・商業）、「消費を活発にする」（サービス業）、「国民の購買力向上を柱とする景気対策」（製造業）、「即効性のある景気対策」（建設業）の5件である。ここでは、直接的な個人消費を軸にした内需拡大の必要性が指摘されているわけだが、もう一方で政府が97年第2四半期以降実施した国民の消費購買力を削減し景気を反転させた政策への批判が込められていることを見落としてはならないだろう。

その2が広く全般的に投資意欲を高める措置をとること、あるいは特定の投資先を中心に掲げることによる景気浮揚である（11件）。前者が「特定業種ではなく広範囲に及ぶ景気浮揚策を」（流通・商業）、「経済活動の活発化を図って欲しい」（製造業）、「民間の設備投資を盛り上げ

る政策」（製造業）、「内需拡大策」（建設業）、「国内需要の活性化」（流通・商業）の5件あり、前者の具体化されたものといつてよい後者は、「個人住宅産業の増加」（建設業）、「地場産業の活性化」（流通・商業）、「不動産流通の活性化」（流通・商業）、「中小企業活性化」（製造業）、「中小企業のための経済対策」（流通・商業）、「中小企業振興策（景気浮揚）を」（建設業）の6件である。直接的な消費購買力拡大策とともに、設備投資を全体的に拡大させる、とくに中小企業や地域の地場産業の意欲をそそる重点策をあわせて実施しないと景気回復にはなかなかつながらないのではないかという認識である。これは経営環境についてのきわめて健全な感覚と認識といえるであろう。

その3が上記以外で、「景気を良くするために行革を大々的に行う」（製造業）という行革、「強力な規制緩和で景気対策を」（製造業）という規制緩和、どのような方法かはっきりしないが、ともかく「景気回復」（製造業）という意見が3件あった。

この項目全体では景気を浮揚させる上で規制緩和や行革をあげる意見はほとんどなく、「国内需要の活性化」など全般的な投資意欲を刺激する政策や生活関連財に係わる人が多い地場産業、中小企業に絞り込む政策、個人消費拡大策など景気を押し上げる適切な政策への期待が高くなっている。98年後半の執筆時点には、調査時点の97年の景況より景気後退が一段と深刻化したわけであるから、このような意見はより先鋭になっているのではないかとみられる。

#### (8) 雇用・人材育成——適切な制度的支援と公平な雇用機会づくり

「雇用・人材育成」の項目にまとめられる記述意見は17件（全体の5.0%）あり、3つに分かれている。

1つ目は、同友会の会内において自主的な共同求人活動を進めることは当然の前提にしても、就職協定廃止等求人をめぐる環境は大きく変



わったことに対応する意見であり、2件あった。すなわち、「就職協定の廃止等大企業のわがままが目立つ。中小企業も同じ土俵で採用活動ができるよう合理的な規制、協定を実施してほしい」（流通・商業）、「協定の廃止等で不透明な事情があるが、それにより採用が難しかった。人材確保は会社の基本であるのでそういう機会をもっと設けるべき」（流通・商業）というように、「大企業のわがまま」というか「不透明な事情」のなかにあって、これを跳ね返して必要な人材を確保できるような協定と雇用機会の設定をすべきという意見である。

2つ目は、各企業が行う人材育成・人材確保へのバックアップすべきというもので、助成金と制度・システム構築に分けられる（9件）。

具体的には、助成金としては「60歳以上の高齢者雇用に対して助成金の拡大」（製造業）という高齢者雇用助成金、「社員教育に対する各種助成金の充実」（建設業）という社員教育各種助成金、「人材育成のための助成枠の拡大」（流通・商業）という枠の拡大があげられている（3件）。制度・システム構築は「中小零細企業の継承者育成（経営者とその自立、教育）に全力をあげるべき」（製造業）、「中小企業社員の教育機関の充実」（建設業）、「中小企業従業員の教育訓練施設の拡充」（建設業）、「各種セミナーを低価格で多様に行っていただきたい」（流通・商業）、「高齢者の労働意欲の向上のためのシステム」（建設業）、「小企業も参加できる技術者雇用支援システム」（製造業）の6件と、意見としては制度・システム構築へのニーズの方が多くなっている。

3つ目が上記には入らないその他（3件）で、バックアップ窓口一本化を意味する「所轄官庁の一本化」（流通・商業）、関連して制度活用にあたって「中小企業が手続きしやすい制度・教育・訓練等」（建設業）をという意見や、「中退金の条件向上（利回りアップ等）」（製造業）、「高齢化に伴う定年延長を促進させる税制措置を」（流通・商業）というものであった。

全体的には人材育成には個別企業の育成努力

に対して適切な制度的支援・システムを構築すべきということが中心になっており、雇用では中小企業も公平・公正に参加できる雇用機会づくりに大きなニーズがあるということがわかっていく。

#### (9) 中小企業予算充実——規制緩和より中小企業向けの予算

「中小企業予算充実」の意見は8件（全体の2.4%）であった。その意見の一つは、中小企業育成の根拠についてであり5件あった。まず、「一律の規制緩和を中止して中小企業対策予算の増額」（サービス業）、「大企業有利の規制緩和を是正して中小企業育成のための予算の増加」（サービス業）、「野放しの規制緩和ではなく、大企業に対する規制は維持強化して中小企業向けの予算を増額すること」（建設業）にあらわれているように、問題点が浮き彫りになりつつある規制緩和より中小企業の育成のため予算を充実させる方がベターという認識である。「中小企業育成のための施策の充実と予算化を図る」（サービス業）も規制緩和との関連での意見とみることができる（以上4件）。「今後は国際的な競争を強いられるので、多岐にわたって中小企業を育成していかなければ国際競争に負ける。だから中小企業の対策費を増加させて中小企業を育成すること」（建設業）というように国際競争力強化から根拠づける意見もあった。

もう一つの意見は予算充実にいかなるスタンスでなされるべきかを述べたものである（3件）。これについては、「中小企業予算が年々削られている状況を見直して、育成のための予算を増額させる」（製造業）、「国・自治体は予算の点でも中小企業向きになって欲しい」（建設業）と大企業向きになっている現状を批判をしたうえで、中小企業の「自助努力を支援する施策を希望」（製造業）すると明確な方向性を示している。今後の中小企業政策のあり方を示唆するようなきわめて重要な指摘である。

## (10) 公共投資の地域発注等——地元中小企業優先

「公共投資の地域発注等」にまとめられる意見は30件(全体の8.8%)あった。これらの意見は、①中小企業の役割を踏まえた公共投資のあり方、②公共投資の方向性、③発注のあり方——地元優先、分離発注、早期発注、④入札について、⑤公共事業の配分の仕方、の5つに分かれている。

### ① 中小企業の役割を踏まえた公共投資のあり方

中小企業の地域に対する役割を踏まえた公共投資のあり方についての意見は2件あった。すなわち、「国策として大企業への保護が厚く、中小企業に薄い。自治体は地元中小企業の育成のための理念が薄く地元企業を育てる姿勢、予算などが統一して行われていない。たとえば、建築・土木工事などはもっと地方に発注され、技術研修など公的に行うべきだ。大手ゼネコンと地元建設業とでは入札金額が同じでも地元の潤い方がまるで違って来るからだ」(建設業)、「地域密着、地域の社会資本形成に貢献する中小建設業を見直し(評価し)、中小建設業が公共事業で役割を果たせるような制度改善を」(建設業)という意見である。

みられるように、前者は公共投資を大企業に発注するよりも中小企業に発注した方が地域づくりや地域再生につながるなど地域経済への波及効果が高いので、目に見えるもの、たとえば予算、育成指針などにおいて政府・自治体の姿勢を中小企業向きにかえよという意見であり、後者は中小建設業は地域の社会資本形成に貢献しているのでそういった役割を果たせるような公共事業の官公需制度にするべきではないかとの意見であるから、中小企業の地域経済への貢献という点において共通している。公共投資の波及効果としてはしっかり見据えておかなければならない視点であろう。

### ② 公共投資の方向性

ここでは公共投資そのものの向きが問題にさ

れている(4件)。

そのうち「大企業中心の公共投資を改め、中小企業に関係する公共投資を増やして欲しい」

(製造業)、「中小企業に対する公共事業等公共投資の増加」(製造業)という意見は、公共投資の向きを中小企業重点の方向に直すべきというものであり、「公共事業の中身を国民が最も要望している住宅(良質・安価)投資を主体に」(建設業)と「住民生活に直結した公共事業費(下水本管の敷設等)」(建設業)は、公共投資を国民生活に直接つながっているものに使うべきという意見である。いずれの意見も現状の歪みに対して一つの方向性を示している意見とみることができる。

### ③ 発注のあり方——地元優先、分離発注、早期発注

地元優先発注、分離発注、早期発注など発注のあり方についての意見は12件にのぼっている。

そのうち地元優先発注は、「生活に関連した公共事業を地元の業者優先で発注する」(建設業)にみられる公共工事一般ではなくて生活に関連した公共工事を優先的にといい意見、「大規模工事(公共事業)を地元業者優先発注へ」(サービス業)、「地元優先発注」(サービス業)、「公共工事の地元還元」(建設業)、「国の事業の多くの部分を地方の発注へ」(流通・商業)、「官需の中小企業への直接発注」(サービス業)など全体的に発注の重点を地元の中小企業へという意見、「地方の建設業者(電気・管を含む)に発注されることを望む」(建設業)という分野限定の優先論、「公共投資でも中小企業が潤うようなきめの細かい発注を」(建設業)にみられるきめの細かさを強調する意見というのがその内容になる(8件)。

分離発注は「地元を優先した分離発注を」(サービス業)という発注全般に及ぶものと、「公共工事の発注はゼネコンへの一括元請でなく、石工事等は分離発注を」(製造業)のような分野を限る意見である(2件)。



早期発注についての意見は2件で、「地域山間僻地の特殊事情を勘案して年度計画の公共事業について早期発注（4月～6月）に配慮を」（建設業）、「公共事業の早期発注（景気回復のため）」（建設業）である。景気との関連で前倒しをせよといていることが注目される。たとえば、景気回復へ直結する浮揚効果の高い分野の公共工事が想定されているのであろう。

発注のあり方では、分離発注であれ、早期発注であれ地元の中小企業を優先させることが、地域経済にも景気にもプラスに作用する可能性が強いという判断がうかがわれるのである。

#### ④ 入札について

入札についての意見は9件あった。その内容は「入札を公平、クリーン、自由な制度に変える」（建設業）、「行政の入札資格の拡大」（サービス業）、「公共入札に際して価格の公表を行う。公共入札に関して全体の金額ではなく個々の工事に対しての金額をチェック公表すること」（建設業）、「談合がまかり通る入札制度の見直し」（建設業）、「入札制度の改革。一番札でなく基準をはっきりさせる」（製造業）、「実績がないため入札の新規参入が難しい。政治家が絡み、本当の自由競争ができない」（建設業）、「中小企業育成のための優先入札」（サービス業）、「公共企業体の調達物件等の入札を地方の中小企業へ回す」（流通・商業）、「地元の業者でできる範囲の仕事は大手に任せず地元の業者で入札すべき」（建設業）というものである。

ここでの意見は、中小企業が育っていくように現行の「入札を公平、クリーン、自由な制度に」変えなければならないという一言に集約されよう。

#### ⑤ 公共事業の配分の仕方

ここに入る意見は2件あった。まず配分の仕方について「公共投資の適正配分」（サービス業）にみられる大企業と中小企業との配分比率を公平なものにせよという意見と、配分先の分野を

特定する「公共事業の重点配分として老人ホーム、老人保健施設等の建設をすること」（建設業）という意見である。上記①、②に関連してくる公共事業のあり方につながっていく意見である。

この項目全体では発注のあり方についての意見が最も多かったが、そこで強調されている地元中小企業優先というとらえ方は、地域経済への効果・貢献、景気回復効果が高いことを正当に評価して、それを公共投資のこれからのあり方として基調に据えて組み立てていかななくてはならないことを示しているのではないだろうか。

#### (1) その他——教育改革、ネットワーク化から政策運営まで多様

「その他」の項目に入る意見は61件あった（全体の17.9%）。その他であるから意見は多岐にわたっているが、それをあえてグループ化すると、①教育改革、②公共料金の引き下げ、③社会保険料の企業負担減、④情報化・ネットワーク化の推進、⑤環境問題への取り組み、⑥政治参加・議員定数の是正等、⑦透明度の高い政策運営、⑧それ以外、の8つになる。

##### ① 教育改革

教育改革のグループに入る意見は8件あった。「教育を正して正論・真実が伝わる国民にならないと日本は沈没する」（製造業）、「自治体の政策担当者（職員）の『公正』教育」（製造業）、「学校教育制度の見直し」（サービス業）、「教育基本法の見直し」（製造業）、「子供の教育資金を下げる」（建設業）、「教育制度見直し（大企業や役人に就職希望が多いようではダメ、チャレンジ精神を持った人を育ててほしい）」（サービス業）、「人材育成に努めるべし」（建設業）、「青少年教育制度の改革、食料危機対策、急速なデジタル化への歯止め策」（サービス業）というのがそれである。教育を何とかしなければならぬという問題意識は伝わってくるが、どこにメスを入れるか、どこからはじめるかという具体論

のレベルになると十人十色になっている。

## ② 公共料金の引き下げ

公共料金問題では、「医療費、公共料金の値上げ阻止」(流通・商業)、「高速道路料金の値下げ」(流通・商業)、「国がすべての料金を下げる」(建設業)という3件の意見であったが、業種業態という具体的な経営環境の違いが認識の温度差となってあらわれていると推測される。ただし、景気の低迷が長期化するようなことがあるとこのような声はもっと大きくなっていくであろう。

## ③ 社会保険料の企業負担減

社会保険料の企業負担軽減については、「社会保険料の企業負担を下げてほしい」(流通・商業)、「社会保険費用を安くしてほしい」(製造業)という2件だけであったが、保険料の負担増実施が始まったばかりの97年10月という調査時点が意見件数を低くさせたのではないかと。年金論議などの論調が企業負担を増やしていく方向をとっているだけにこの問題は先行き企業経営にとって大きな問題となっていくことだけは間違いないだろう。

## ④ 情報化・ネットワーク化の推進

情報化・ネットワーク化の推進のグループに入る意見は4件あった。すなわち、「販路開拓するための情報提供またはネットワーク化のための支援(販売業者との共同開発も可)」(製造業)、「幅広く中小企業が発展することが、その地域の発展することであるとの認識に立って公的な学校・研究機関の指導や金融機関の協力を受けられるよう指導していただきたい」(製造業)、「企業と自治体、地元との交流を図り、活性化と地元の文化、経済、教育についてお互いの力を出し合っていきたい」(流通・商業)、「同業種及び異業種交流の活発化とネットワーク化を構築し、国内外から情報発信網を確立する」(製造業)という意見である。

ここで取り上げられているネットワーク化は、これまで形成されていたような垂直型のネットワークではなく、21世紀に向かって中小企業の構造転換の課題として突きつけられている水平型のネットワークのことである。中小企業が地域に根を張りながら水平型ネットワークを構築していくにあって官(行政)と学(大学・研究機関)とどのように連携をしていくかが一つの大きな鍵になっている。したがってこのグループの意見もこの関係づくりをどうしていくのかに強い関心が示されているのである。政策としては官・学にどのような機能をつけることが水平型ネットワークを進めることになるのかといった方向から問題にされなければならないだろう。

## ⑤ 環境問題への取り組み

このグループへ入る意見は4件であった。「産業廃棄物の処理問題について」(製造業)、「環境保護のための積極的支援」(流通・商業)、「環境政策」(流通・商業)、「環境の保護」(建設業)がそれであるが、国や自治体が産業廃棄物処理などの環境問題へ現行以上に力を入れるべきという意見と中小企業の環境保全への取り組みに対して支援せよという意見があることがわかる。

中小企業における環境問題への関心は、企業の環境への取り組みの到達度が競争条件の1つになりつつあるということ为背景にして年々関心が高まる傾向にある。地球の環境限界とも関連してこれからの企業活動にとって重要な課題であるから、環境問題を政策の優先度の高いものの一つとしてきちんと位置づけることが求められているといえよう。

## ⑥ 政治参加・議員定数の是正等

政治参加・議員定数の是正等にくくられる意見は8件である。「議員数の削減及び企業献金撤廃」(製造業)、「国会議員、県会議員等の議員数を半分にしてスリム化する」(製造業)、「国会議員の削減と定年制導入」(建設業)という議員定



数削減、企業献金撤廃、議員定年制導入という意見は政策ニーズ的意见といっていよいよ、「中小企業経営者自ら市政・国政に参加しなければコップのなかの声で終わる。全経営者は国政に声を上げ、立候補すべき時である」(建設業)、「将来の日本のあるべき方向を明確に示して自分がそのためのリーダーである自覚と誇りを持って国会議員に政治を行ってもらいたい」(製造業)、「同友会は政治的発言を強めなければならない」(流通・商業)、「はっきりとした目標を掲げて実行力のある政治家が望まれる」(流通・商業)、「政治そのものの大改革」(流通・商業)の5件は、政策の前段階の一つの願望のようなもので、政策ニーズに成りきれていないが、中小企業経営者の一つの声であることだけは確かなのでここへ入れている。現実政治への思いの一端がこのような形であらわれているのであろう。

#### ⑦ 透明度の高い政策運営

ここでの意見は「利権、汚職構造を排除した透明性の高い政策運営」(流通・商業)だけであるが、指摘されている内容は重要である。中小企業経営者の市民としての健全な感覚の反映といっていよいよだろう。

#### ⑧ それ以外

その他の上記7つのグループに入りきらない意見をここに入れると19件にのぼる。具体的には以下ようになる。

「地方自治体の合併、帰化対策」(流通・商業)、「労働者の社会的ストックの充実」(製造業)、「女性が男性並みに仕事のできる社会の促進(男女雇用機会均等法)、都心への通勤地獄の解消」(製造業)、「移民政策の変更(海外労働者受け入れ促進)、女性が安心して子育てのできる環境整備」(製造業)、「統計数値の発表が大企業中心だが、中小零細企業の数値も同時に発表してほしい」(流通・商業)、「国民生活の安定こそ経済の基本」(サービス業)、「高齢者がゆっくりと

生活でき、若い人たちが負担を感じないような制度を」(流通・商業)、「人間性の基本を取り戻すための意識の基本的な革命が必要」(サービス業)、「厚生面においても何らかの対策を」(建設業)、「職業訓練校の補助金対象の時間の短縮を」(建設業)、「『98年の政策に対する中小企業家の要望・提言』にすべて網羅されているのでその実現を強く望む」(流通・商業)、「国民の意識改革が中小企業に限らず日本の将来にとって一番重要」(製造業)、「経営指針策定予定者交流促進事業」(サービス業)、「用途別地域指定の弾力的運用」(製造業)、「中小企業の従業員に各種の助成を」(製造業)、「将来の希望がもてる社会にするための努力」(サービス業)、「生活に潤いのでる施策を」(建設業)、「遷都」(製造業)、「青少年教育制の改革、食料危機対策、急速なデジタル化への歯止め策」(サービス業)。

国や自治体のとるべき政策のもとになる個々の政策ニーズはこのように多様なものである。ある意味ではこの部分に今後の柱になる政策ニーズが潜在化しているのかもしれない。

#### おわりに

##### ——これからの中小企業政策のあり方

中小企業の政策ニーズは多様である。金融、税制、規制改革、中小企業振興・地域振興から行政システム改革、公共投資、雇用・人材育成、教育改革、情報化・ネットワーク化、環境問題、議員定数、政策運営、統計数値、遷都までに及んでいる。とはいえ、それらのニーズが大きく税制、規制改革、金融の3つの項目を軸にして、これに中小企業振興・地域振興、行政システム改革をくわえた5つの項目に収れんされることも事実である。つまり、政策ニーズそのものは多方面にわたっているが、それらをまとめると上記5項目に分類される意見が多いということになる。

今回の調査では記述された意見内容を便宜的に11の項目に分けて集計した。しかも、それらの項目のなかには、当然視点の違いや評価の違い

い、ニュアンスの違いが含まれているのである。にもかかわらず、それらの違いを超えて浮かび上がってくるものがあるのではないだろうか。

たとえば税制問題では、現行の税制が中小企業の実態に適合していないことから中小企業の活力が発揮できない状況にある。だからそこを是正して公平な税制に改めるべきではないかというのである。是正すべき税制は法人税の見直しに限定されているわけではない。所得税、消費税、相続税、事業承継税制など税制全般に及んでいる。見直しの方向は大企業と中小企業あるいは企業規模によって税率を変えること、こうした政策が税の不公平感を払拭させるといっている。それに税の使われ方について情報公開が必要ということが付け加わっている。

これらはいったい何を意味しているのか。現行の税制全体が見直しの検討対象になるということである。

規制改革ではどうであろうか。規制改革では規制緩和が業種別・業態別に現実化する中でさまざまな問題——大企業にばかり利益をもたらす、日本経済の歪みが増す等——が発生していることが、基調において規制緩和への期待から規制緩和の修正・改変または規制強化へ評価の転換をもたらしているのである。そこで公正な競争のルールをつくって中小企業も参加できる健全な競争社会とすべきではないかというのである。これも競争政策、すなわち規制緩和のあり方そのもの見直しという全体的な問題になる。

金融問題においても意見全体からにじみ出てくるのは、公的金融機関が率先して物的担保優先主義を克服して企業家精神を持った中小企業を支援する姿勢を明らかにした新しい公的金融が要請されているということである。つまりここにおいても公的金融制度全体のあり方が問題にされているのである。

さらに中小企業振興・地域振興の項目でも問題の焦点は中小企業振興・地域振興の政策スタンスを変えることにあり、振興策において国・

自治体の果たすべき役割は大きいのであるから、行政が中小企業に対する政策的位置づけをこれまでとは根本的に変えたものにすべきであると、やはり個々の政策を超えた振興のあり方への意見となっている。もう一つの項目である行政システム改革ではどうか。ここでもリストラを行って地方分権を進めることと行政の透明度を高めることをなすべきではないかと、上記4項目と同様行政システム全体の改革という全体にかかわることが問題にされているのである。

このように政策ニーズが集中している5項目いずれにおいても、現行の政策が有効性に乏しいので全体的に見直す必要があるというのが大きく浮かび上がってくる政策的意見なのである。しかもそれはこの5項目に限られてはいない。事業支援・企業育成、需要活性化・景気浮揚、中小企業予算充実、公共投資の地域発注等の項目においてもこのような認識が貫かれていることに注意しなければならないだろう。

それでは全体的見直しが必要であるにしてもそれはどのような視点から行うべきなのか。政策ニーズの意見においてはこの問題への解答も用意されている。すなわち、「国・自治体は予算の点でも中小企業向きになって欲しい」と大企業に向いている現状を批判して「自助努力を支援する施策を希望」といっている意見がそれではないだろうか。

ふりかえってみると戦後日本の経済政策は一貫して大企業政策とあってよく、中小企業政策は補完的位置に置かれていた。遅れている中小企業をどうやって近代化させ大企業のレベルに引き上げるのかを課題としていたのである。今回の調査回答では多くの項目で政策の全体的見直しが必要であるという結果がでていますが、それは中小企業を補完的位置において大企業だけを軸に据えた経済政策のあり方が、現在の中小企業の経済的現実との間で大きくズレている、乖離していることを示すものではないだろうか。このように理解してこそ主要項目いずれにおいても全体的見直しの必要性が問題になることの



意味が明らかになるのである。

したがって、先ほどの意見のように大企業に向いている政策を中小企業向きにする、いいかえるならば「大企業には大企業の役割、中小企業には中小企業の役割がある」というとらえ方で「大企業偏重から中小企業重視」へ経済政策を転換させること、経済政策の軸を大企業と中小企業との2つの軸とすることが求められるということである。全体的見直しはこのように中小企業重視を政策的に明確にした視点から行われなければならないであろう。21世紀を豊かな社会にしていくための条件の一つが中小企業をその主たる担い手としていくことではないだろうか。これこそ「変革期」の課題である。

- 1) 98年版「中小企業白書」がいかないとらえ方から「変革を迫られる」と認識しているかというところと「近年のグローバリゼーション進展や我が国の経済構造変化の進展の中で、国内の下請分業構造の流動化や国際分業の進展など従来の企業間関係に変化が生じ、個々の中小企業の事業活動の様相がより直接に業績等に反映されるようになり企業間格差が広がったと考えられること、そしてこのような格差が最近の景気停滞や貸し渋りの深刻化等の中で一層明確化し、中小企業が変革を迫られる状況となっている……／中小企業は自ら主体的に新分野へ挑戦し、また新たな付加価値を生み出し成長していく等、企業家精神を發揮しながら変革を図る必要性が以前にも増して高まっており、そのための環境整備が望まれる」(491ページ)というのである。
- 2) 大林弘道「[景気時評] 大きい現実に分け入り、確かな未来を切り開く」、中同協企業環境研究センター『同友会景況調査報告(DOR)』第37号、2

～3ページ、1998年1月及び中小企業家同友会全国協議会「金融政策に関する中小企業家の緊急要望」1997年12月8日。

- 3) 特別調査は97年10月の「会内経営実態調査」(通常調査と切り離れた単独調査)で6回目である。1回目は91年3月の「資産価格変動の影響及び湾岸戦争の影響」(通常景況調査の1～3月期とあわせて実施)、2回目は92年3月の「労働時間と取引関係」(通常景況調査の1～3月期とあわせて実施)、3回目は93年3月の「貸し渋りなどの金融問題」(通常景況調査の1～3月期とあわせて実施)、4回目は94年6月の「『新価格革命』と価格動向」(通常景況調査の4～6月期とあわせて実施)、5回目は95年7月の「規制緩和・競争政策」(通常調査と切り離れた単独調査)である。6回の調査結果はそれぞれDOR 6号、11号、16号、22号、28号、38号に発表されている。
- 4) 中同協企業環境研究センター『同友会景況調査報告(DOR)』第40号、22ページ、1998年4月。
- 5) 通常調査とは中小企業家同友会全国協議会(略称・中同協)が会員企業を対象に1990年第1四半期より四半期ごとを実施している景況調査をいう。その結果は中同協企業環境研究センターから『同友会景況調査報告(DOR)』として公表されている。さらに「同友会景況調査(DOR) 資料編」NO.1、NO.2としてDORのデータが『企業環境研究年報』第1号(1996年)、第2号(1997年)に公表されている。
- 6) 中小企業家同友会全国協議会『99年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言』15ページ、1998年5月。
- 7) 同上、15ページ。
- 8) 阿部克己「[景気時評] 競争の活力否定につながる持ち株会社解禁」、中同協企業環境研究センター『同友会景況調査報告(DOR)』第35号、2～3ページ、1997年7月。
- 9) 中同協企業環境研究センター『1995年同友会特別調査報告(DOR)』第28号、4ページ及び8ページ、1995年11月。